

## 学校第三者評価の役割と制度設計上の 課題探求のための予備的考察

—学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する  
調査研究協力者会議での議論を手がかりとして—

窪田 眞二\*

### はじめに

本稿は、日本の学校第三者評価がどのような役割を担うことを想定して制度設計されることが求められているのかを探求するための前提的作業として、今後日本の学校評価制度が定着し、発展するために検討すべき点を提示する研究ノートである。

そのために本稿では、2009（平成21）年5月に始まった学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議（以下：「会議」）における議論の中から第三者評価の対象や目的に関する議論を抽出し、第三者評価の対象や目的について検討する。今後の研究として明らかにしたいのは、簡略に言えば、学校の改善策を提案することが第三者評価者に求められるべきか否かであり、そのことを想定した制度設計をすることが、果たして日本の学校評価制度において不可欠であるのか否かである。そして、学校の自律的な改善の主体とならなければならない学校にとって第三者評価はどのような存在であるべきなのかを検討するための情報整理が本稿のねらいである。

学校評価システムに関する研究は、近年蓄積されてきている。学校第三者評価システムについては、諸外国における事例を取り上げた研究が中心となっており、そこから得られる知見には貴重なものが多く含まれている（照屋2011、高妻2007、福本2006、吉田2010等）。これらの研究に見られるように、アメリカ、イギリス、ニュージーランド、オランダをフィールドとした第三者評価システムに

---

\* 教育基礎学専攻 教授 教育行政学

においては、イギリスを除いて第三者評価において学校改善の方向性を提示することがその役割として期待されていることが指摘されている。改善方策の提案を第三者評価機関の役割に含めている国では、評価者として想定されているのが同業者であったり、評価者となるための資格認定の制度が伴っていることを同時に知ることができる。日本での学校第三者評価に関する論考としても、各地での実践が紹介されるようになってきている（松井2010、伊藤他2010）。また、西川（2008）は第三者評価フォーマットの分析を行っており、メタ評価の例としては、沖（2008、2011）が埼玉県立学校第三者評価システムについて紹介している。ただ、現状では、本稿で扱うようなガイドラインの策定過程を検討対象として、学校第三者評価の制度設計上の課題の検討は十分なされているとはいえない。

## 1. 学校評価ガイドライン（平成22年改訂）における学校第三者評価システム

平成22年度の改訂により学校評価ガイドラインに加えられた学校第三者評価システムの全体像の中から、学校第三者評価を担う組織として想定されているものが、どのような役割を担うことを期待されているのか、そしてそのための構成員としてどのような人びとが考えられるのかという点に焦点づけて整理することとする。

対象は、学校評価ガイドライン（平成22年度改訂）（以下：改訂ガイドライン）とそのベースとなっている「会議」の報告「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（以下：報告）」及び「会議」の議事要旨である<sup>1)</sup>。

### （1）学校第三者評価の目的、定義

改訂ガイドラインの「学校評価の目的、定義と流れ」の中で定義されている学校第三者評価は4つの要素から構成されている。

①学校とその設置者が実施者であること、②学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者が評価を行うこと、③自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえること、④教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うことをその趣旨としていることという4点はいずれも報告の内容と同じものである。

次に、「学校評価の実施形態」では、学校自己評価とその結果を評価する学校関係者評価が学校評価の基本であるとし、「これらに加えて、第三者評価を導入し、学校評価全体の充実を図ることが有効である。」と記されている。しかし、これらの自己評価、学校関係者評価、第三者評価について、法令に反しない範囲で例えば2つ以上の要素を併せ持つ取組を同時に行うことも考えられるとして、実施形態の多様性を認める文言が見られる。

この趣旨に基づいて、改訂ガイドライン本文では「第三者評価の特性と意義」の中で、第三者評価には、学校運営の質を確認するとともに、学校の優れた取組や改善すべき課題などを学校や設置者等が改めて認識できるような取組が重要であるとの記述が見られる。具体的には、①保護者や地域住民による評価とは異なる、学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者による専門的視点からの評価、②各学校と直接の関係の有しない者による、当該学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価、が有効であるとしている。

こうした第三者評価によって、①学校が自らの状況を客観的に見るようになる、②専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とそれに対する改善方策が明確となり、具体的な学校運営の改善に踏み出すことができるようになるなど、学校の活性化につながる事が期待される、③学校運営が適切になされているかどうかを確認され、信頼される魅力ある学校づくりにつながる、さらに、④学校や教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価として、教育委員会等の支援や改善を促す効果も期待できる、として期待される効果が記されている。

また、第三者評価には、「自己評価や学校関係者評価が効果的に実施されているかどうかを検証し、学校評価システム全体の実効性を高めるという役割」も期待されている。

ここで、①組織形態が多様と考えられること、②自己評価と学校関係者評価が学校評価の基本であり、評価の充実化を図る上で有効と思われる方法を事情に応じて採用できることがガイドラインの基本的な考え方であること、③学校の改善方策を明確化する上での助言が第三者評価に期待されていることなどを知ることができる。

組織形態の多様性については、改訂ガイドラインの内容のポイントとして挙げられている「地域や学校の実情等に応じた柔軟な実施体制」においても、「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行うなど、地域や学校の実情等に応じて、評価の実施体制は柔軟に対応する。」とある。しかし、このように形態を多様に想定していることは、学校第三者評価の制度設計上、更なる検討を要することになる。

## （２）学校第三者評価に期待される役割としての改善の方向性

改訂ガイドラインの28頁以降に示された制度設計上のポイントの中に「学校評価全体を充実する観点からの評価」として、次のように記されている。

「第三者評価では、自己評価や学校関係者評価に加え、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示する。」（下線は引用者による。以下同様。）

改善の方向性を提示することが第三者評価に求められるとする点については、「地域や学校の実情等に応じた柔軟な実施体制」においても次のように記されている。

「第三者評価では、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することを基本とすることが適当である。必要に応じて教育に関する諸基準への適合のための取組体制等の評価という監査的要素も盛り込んでいくことが考えられる。」

この部分の記載については、報告では「2 第三者評価の在り方について（2）評価の実施について」の中で全く同じ文言がある<sup>2)</sup>。

## （３）学校第三者評価の実施体制

次に、具体的な第三者評価の実施体制については、地域や学校の実情等に応じた柔軟な対応が考えられるとして、次のような例が示されている。

「(ア)学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、

学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う

(イ) 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う

(ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う<sup>3)</sup>」

それぞれの実施体制として想定されている例についての留意点等が次のように記されている。

「(ア) の評価を行う際には、評価に参加する外部の専門家が、評価活動だけでなく、自己評価や学校関係者評価の実施に関する助言を行うなど、学校評価プロセス全体の改善に関与してもらうなどの運用も効果的である。」

「(イ) の評価を行う際には、評価者が互いに評価し合う関係となるため、馴れ合いにならず、新たな気づきをもたらすような評価を実践できるよう工夫が求められる。また、小学校と中学校等、一定の地域内の接続する学校間で協力して実施すれば、当該学校間の連携協力を図る上で有効である<sup>4)</sup>。」

(ア) では、学校改善そのものではなく、自己評価システムの改善への助言が効果的であるとしており、(イ) では、ピア・レビューを通じての学校間の連携協力という副次的効果を期待している。

#### (4) 第三者評価の評価者

評価者の在り方について、特に改善の方向性を提示することに関わって、次のような文言が見られる。内容的には改訂ガイドラインも報告も同様である。

「第三者評価の評価者は、学校運営について専門的視点から評価を行い、その結果を踏まえ、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題、改善の方向性等を提示することができる者」とすることが適当である。」

評価者については実施者が選定することとし、評価者としては「評価項目に即した専門性や知見及び具体的な評価活動を担うことができる経験や能力」を有している者としている。具体的には以下の人びとが想定されている。

- ・教育学等を専門とする大学教授等（教育学部等や教職大学院の教授等）
- ・校長経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者

- ・（公立学校の場合は他の地方公共団体の）教育委員会の指導主事・管理主事、他の学校の教職員等、学校の教育活動等に造詣の深い者
- ・学校運営に関連する知見を有する民間研究機関等（調査研究機関、NPO 法人等）の構成員
- ・PTA や青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者
- ・組織管理に造詣の深い企業や監査法人等の構成員

こうした人材に専門的助言等を求めるとしたときに、当然様々な課題が予想される。改訂ガイドラインでは具体的な改善提案を基本とするという観点から、「詳細かつ包括的な評価」が必要と成るとの認識から、①評価者の確保、②評価日程の長期化、③専門的助言の妥当性についての責任の所在などの課題があるとしている。また、どこまで専門的助言を受けるかの判断は、「実施者が地域・学校の実情や評価者確保の状況などを踏まえて判断することが適当である。としている。

上記①～③は制度設計上、「実施者」にもっとも重くのしかかる課題であることを指摘しておく必要があるだろう。

## 2. 学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議における議論

ここでは、全9回の「会議」における議論から、「改善の方向性」「学校第三者評価の実施体制」に絞って議論を抽出し、検討することとする<sup>5)</sup>。

### (1) 改善の方向性

上述のように、第三者評価では、「学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示する」ことを「基本」とするとされており、「地域や学校の実情等に応じた柔軟な実施体制」とする項目においても、同様の文言が見られ、専門的助言の在り方においても類似の言及がある。

こうした学校第三者評価者に学校改善策や方向性の提示を求める考え方が、どのような文脈の中で示されてきたのかを探ることとする。

第1回会議では、第三者評価の在り方について、その主体、評価手法、評価者の資質、改善策の在り方など、今後検討すべき課題を整理している。第三者評価において、何をどのように評価すべきかといったことについては、平成19年8月の「学校評価の在り方と今後の推進方策について」（学校評価の推進に関する調査研究協力者会議第一次報告）がベースになっていたと考えられる<sup>6)</sup>。

第一次報告では、次のように記されている。

「①教育活動を実施する上での様々な基準を満たしているかどうかを検査するチェックリスト型監査、

②各学校が教育目標その他の教育上達成すべき目標の設定・達成に向けて適切に取り組んでいるかどうかの評価、

③自己評価・学校関係者評価（外部評価）が実施されていることを前提として、それらが適切に実施され、その評価結果が学校運営の改善に適切に結びつけられているかどうかや、学校に関する情報が保護者等に適切に提供されているかどうかなどを含む、学校運営全般の在り方に関する評価」

これらの評価について、①では施設・設備や衛生に関する基準などの諸基準への適合度などが本来学校の日常的な取組や設置者の各担当部局等において適宜検証すべきものであるとのコメントが付記されたうえで次のように記されている。

「現実的には、①について基準適合のための学校や教育委員会の体制等が妥当かどうかを検証する監査的な要素（インスペクション）も盛り込みつつ、②・③の各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営全般の在り方について評価し、その結果を踏まえて、今後の学校運営の改善につなげるための課題点等を提示することを基本とすべきものと考える。」

このように、第一次報告では、「改善につなげるための課題点等」の提示が基本となるべきであるとしていた。

第一次報告では、第三者評価を通じて、①全国的に波及させることが望ましい優れた取組の紹介、②課題の多い学校への人事権者や設置者による改善支援といった役割を果たすことが期待されるとする一方で、次のような検討課題を提示している。

「\* 第三者評価を行う際に、改善のための方向性だけでなく具体的な方策等

も提示すべきかどうか。(中略) \*評価結果を設置者等が受け止め、指導主事等が実際の学校の指導にあたるという流れが円滑に流れるようにするためには、どのようなシステム構築や関係者の研修等が必要か。]

ここで検討課題として示された第1点についての検討が最初の重点的な議論のテーマとなる。しかし、第2点については、重要性は認識されていたものの、方向性について明確になったとはいいいにくい。

第1回会議では、「学校の第三者評価に関する実践研究の実施結果等の調査研究報告書」(平成21年3月)(以下:実践研究報告書)についても触れられている<sup>7)</sup>。実践研究報告書では、第三者評価において、学校改善への提言をどう位置づけるかについて、評価結果のとりまとめ方を診断型とするか提言型とするか、評定は必要か、設置者及び学校にフィードバックし、学校運営の改善につなげていくこととすることでよいかといった検討の観点が示されている。

さらに、第1回会議では「教育再生会議第三次報告」(平成19年12月)も取り上げられている。この第三次報告では、第三者評価について、監査的な役割と学校改善のための課題提示について触れられていた<sup>8)</sup>。

第三者評価において、学校改善への提言をどう位置づけるかについては、実践研究報告書では、報告書の様式として次のように記されている。

#### 「・課題の指摘と改善策の提示

報告書は学校が具体的な改善策を計画する際の拠り所となるものであるから、作成する側も、改善策を意識した報告書をまとめる必要はあろう。

学校や設置者が報告書に改善のアイデアが示されていることへの過度な期待を持つことは好ましくない。よって、学校への事前訪問等により、あらかじめ第三者評価の目的を学校に伝える必要がある。」

以上のように、改善策の提案については、第一次報告より後の再生会議報告や実践研究報告(過度な期待への警鐘はあるものの)などで改善への直接的な提言が基本となるべきであるとの認識が形成されており、それが「会議」の議論にも影響を与えていったことが推測される。

第1回会議において、システム構築上留意すべき点として指摘した発言の中に以下のような発言が見られた。



「第三者評価をアレルギーに感じている先生がいるように感じる。改善点を見出し、ともに改善を図るという姿勢でなければ、なかなか現場の先生方は第三者評価を受け入れてくれないのではないか。」

この発言がどの程度支持されたのかは明らかではないが、学校現場が受け入れやすい第三者評価システムを考えるときに必要な考え方として、以後の議論において少なからず影響力を持っていたと読み取ることができる。

第2回会議では、学校の第三者評価と大学の認証評価制度との共通点・相違点について、日永龍彦委員による報告があった。そこでは、認証評価機関による評価と法人評価について共通理解が図られているが、学校第三者評価においては、アメリカのアクレディテーションの仕組みの方が参考になるのではないかという意見があった。そして、日本の学校第三者評価においては、「公教育の質を満たしているかどうかという観点であれば、実施主体は広域的な団体でもよいが、評価を改善に結びつけようとする場合、改善の主体はあくまでもそれぞれの教育委員会であり学校であるため、そのずれについて検討が必要だと思う。」との意見が示されている。

第三者評価における改善策の提案についての意見として、「ジャッジをされて学校の元気がなくなってしまうような結果は避けるべき。学校の第三者評価は学校のモチベーションが上がるような仕掛けにしていかなければならない。第三者が改善策を提案することにより校長、教員、地域などの役割分担が明確になるなど、学校を元気にするような外の風を入れる形にすることが望ましい。」との意見がある一方で、「改善方策の提案ということについては、評価する側が改善策について責任を負えるのかという懸念がある。海外では評価結果に対してダメージを受けたということで、実際に評価機関に対して訴訟が起こされている。」との意見があった。

第3回会議では、浜田博文委員からアメリカにおける学校・地方学区認証評価についての説明があり、学校認証評価の手続きの中で、長所を明示して改善のための提案を行うことも含まれていることが示された。

また、第三者評価者にコンサルテーション機能を期待する次のような意見も示されたが、学校への改善提案を含意しているとは断言できない。

「第三者評価は基本的にはコンサルテーション機能を持った専門家による評価が求められていると捉えられる。」「第三者評価にコンサルテーションの機能がなければ学校はやる気が出ないだろうし、実質的な支援にも結びつかない。」「自己評価がまだまだ進んでいない現状で学校関係者評価が動いてきている。専門的なコンサルテーションという機能を第三者評価に持たせ、自己評価と学校関係者評価をどのようにかみ合わせるかに焦点を当てて考えることが必要。」

特に、この最後の意見などは、自己評価と学校関係者評価の仕組みに関するコンサルテーションを想定していると読むべきだろう。また、「学校としては、改善をするためのヒントを必要としているので、継続的に助言がもらえるようなシステムが必要。評価委員が学校の事情が分かる方だと相談しやすいと思う。」といった意見があり、第三者評価機関というより、もはや助言機関が想定されている。

第3回会議では、民間企業を引き合いに出した意見があり、「民間会社では、第三者である監査法人が会計検査などを行っている。教育界においても、自分の仕事を第三者に認めてもらうという仕組みが必要。」との趣旨であった。

学校改善の方向性を示すところまで踏みこむべきだとの意見は、第5回会議で第三者評価と改善提案に関する考え方についての新たな意見として、次のように示された。

「[今後の学校運営の改善につなげるための課題点を提示することを基本とすることが適当]という表記があるが、課題点を提示するだけでなく改善の方向性を示すところまで行うべきではないか。」

この意見を受けて、第6回会議における配付資料（「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について」）においては、「評価実施の在り方」として、前記1（2）に示した改訂ガイドラインの「地域や学校の実情等に応じた柔軟な実施体制」に用いられることとなった記述が入る。

第7回会議配付資料（「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について」）になると、評価者の在り方にも「学校運営の改善につなげるための課題」を提示できるだけでなく、「改善の方向性等を提示することのできる者」が加わる。

## (2) 実施形態（体制）の多様性

第5回会議で次のような発言があった。

「現在の案で想定されている第三者評価は、文部科学省が試行事業として行っている第三者評価と同様のものとする。これには多額の予算がついており、各都道府県から評価委員を推薦してもらっている。この試行事業と同様のものを都道府県・市町村に求めることには無理があるのではないか。現実的に行うことができる第三者評価は（中略）保護者・地域住民等の学校関係者に大学教員等の専門家を加えて行う評価であると思う。ガイドラインでは多様な評価の方法を可能にするような記述にするべきである。」

これをうけて、第6回配布資料で初出の内容として、評価実施の在り方に、次の事項が追加された。

「具体的な評価の実施体制については、次のような取組を含め、地域や学校の実情に応じて柔軟に対応することとする。その際の留意点については、さらなる検討が必要である。

①保護者や地域住民等からなる学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。（外部評価型）

②例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校の教職員から成る評価組織が、当該地域内の学校の評価を行う。（ピア・レビュー型）

これらは最終的に改訂ガイドラインで示された（ア）～（ウ）として示された例となる。（前記1（3）参照）

すなわち、「会議」の後半にさしかかったところで、多様な第三者評価組織の設定方法が取り入れられるようになったのである。

第6回会議では、実施形態（体制）のバリエーションについて言及した次のような意見があった。

「日本の学校は他国と比べると、学校と直接関わりの無い純粹の第三者が評価できる資料が少ないため、現実にはより詳細な情報を得るという観点から、同じ地方公共団体で校長をしていた者等、学校と関わりのある者を評価者に入れる必要があるのではないか。実施体制のバリエーションとしては様々なパターンがあ

ると思うが、柔軟な実施体制も望ましいとしてしまうのか、純粹な第三者評価を目指しつつ現状ではこういう方法があるとするのか、検討する必要があるのではないか。」

このように、学校関係者評価と第三者評価について、評価者が相互乗り入れする可能性に関する意見がその他にも示されている。

第三者評価の実施形態（体制）として様々な型が示されるようになったのは、学校にとって取り組みやすいものをとの配慮が働いていた。第三者評価の実施方法については、第8回会議での事務局の表現を借りるならば「バリエーションを広げる議論」となるが、議論が分散しつつあることが伺われる。

例として示されている3つの型は、単なる例示に留まらない。それぞれが第三者評価の在り方として成立するだけでなく、特徴のあるシステムとして学校評価システムの一部を構成しうる実施形態（体制）の型である。しかし、それら3つの型が全て「会議」の中盤までに「基本」とされることとなった、学校改善の方向性提示もしくは改善策の提案という機能と親和的（あるいは「型」と機能が互いに必要とするもの）であるとはいえない。この「基本」が、多様な実施形態（体制）を組もうとする上で足かせとなることが予想される。

### 3. 考察

「会議」で研究報告があったアメリカにおいて、あるいはニュージーランドの事例によれば、学校第三者評価システムの機能として改善策の提案が含まれる例はある。また、有限責任監査法人トーマツによる調査においても、改善のための提案や専門的な助言を報告書に含めることについて、国実施型では96.9%の学校が、地方実施型では93.0%の学校が、「必要である」と回答している<sup>9)</sup>。この数字だけを見れば、学校第三者評価において学校改善方策の提案は求められているということになる。

インタビュー調査の結果では、「学校が改善案を検討するにあたり、多くの事例に精通している専門家や現場での経験を積んだ元校長などが、助言や改善案の提案を行うことで、学校の選択肢がより豊かなものとなる。」というように、学校が改善策を検討する上での「選択肢」の一つとしては考えられるし、株式会社

三菱総合研究所による調査でも、事例校による記述の中に「専門家の評価を受けることは学校としても貴重であり謙虚に受け止めることができるし、改善案も提案してもらったので参考になる。」といった「参考」にしたとの文言が見られる。

三菱総研による調査研究報告書では、様々な学校での改善策の策定に関わる記述があり、それを見ると、基本的には各学校が主体的に案出しようとする意識と意欲が学校評価システムを構築しようとしている学校に間違いなくあることがわかる<sup>10)</sup>。あくまでも「参考」にとどまると、役割の「基本」とではかなりの温度差があるといわなければならない。

「会議」では、たびたび民間企業における評価システムについての言及が見られたが、民間企業における認証評価や第三者による調査が実施されるときに、改善策の提案まで受けることを基本としているとは考えられない。教育に近い分野である福祉分野で見ても、東京都福祉サービス第三者評価システムにおいては、監査のもしくは認証評価的なシステムを構築してきている<sup>11)</sup>。

学校の自律性を育むための評価システムを構築しようとするのであれば、改善策の提案を第三者評価の基本とするという考え方は避けるべきであったろう。もし、それを「基本」とするのであれば、教育委員会の指導助言機能の見直しについて根本的な議論が第一に必要である。

「会議」の後半になって議論が集中した実施体制の在り方については、上記の「基本」という足かせをはずしたとしても、例えばピア・レビュー型の第三者評価システムは、学校関係者評価制度の一部に専門家を組み込むシステムとは大きく性格が異なるものとなるので、それぞれ自己評価や学校関係者評価で何をどのように評価するのかということとの関連をどのように設定するかを含めて制度設計の仕方も大きく変わってくることを指摘しておく必要があるだろう。

「会議」の前半に重視されていた改善策の提案を基本とするとの第三者評価の役割が、後半になって浮上し重点的に議論され、受容されていった実施体制の多様性と果たして両立するのか、といった問題は、委員の中でも指摘されていた<sup>12)</sup>。

ピア・レビュー型は改善策の提案と親和的かも知れないが、第6回会議配付資料で初出の「型」でいえば「外部評価型」のように、学校関係者評価と第三者評

価の両方の性格を併せ持つ評価を行うことを想定して専門家（もしくは学識経験者）を1名含むような体制で制度設計をしようとすると、その委員の専門性によって改善策の提言をどれほど期待できるかに大きな差異が生じることが容易に予想される。

また、例示の3つの型のどの場合であっても、制度設計の要件として、評価者の資質向上のための制度や資格付与制度が同時に整備される必要がある。PDCAサイクルに精通し、常に学校に寄り添って学校の改善に協力できる専門家によって、学校の自律性を育み、その責任において学校改善に取り組めるような仕組みが、学校第三者評価システムとは別に都道府県もしくは市町村レベルで構築される必要があるのではないだろうか。

## 【注】

1) URLについては下記を参照。

\*学校評価ガイドライン（平成22年度改訂）、文部科学省ホームページ、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/\\_icsFiles/afieldfile/2010/08/20/1295916\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/_icsFiles/afieldfile/2010/08/20/1295916_2.pdf)、2013.12.4

\*学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について」、文部科学省ホームページ、[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2010/04/05/1292420\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2010/04/05/1292420_2_1.pdf)、2013.12.4

本稿では、Web上に掲載された情報（URL末尾がgo.jpであるもの、もしくはor.jpでも当該文書作成者のオフィシャル・ページに掲載されたもの）を主な検討対象としている。URL末尾がgo.jpなどとなっているオフィシャルなWebページに掲載された情報は、紙ベースで刊行されているものがない場合には、文部科学省等の責任において編集された文書として信頼できる情報であるとの判断によるものである。

2) 「学校評価全体を充実する観点」の「充実する」という文言は、第9回会議では「補強する」であった。

3) このアイウとして示されている例示については、報告ではイとウの順序が入れ替わっている。

4) この他に、報告では記されているが、改訂ガイドラインには反映されていない内容の中に、以下のように重要なものが含まれている。それは、「評価の実施の在り方」として取り上げられていた以下の内容である。

「第三者評価において何をどのように評価すべきかについては、以下のようなものが考

えられる。

- ①各学校が教育目標等を適切に設定し、その達成に向けて適切に取り組んでいるかどうかの評価
  - ②自己評価や学校関係者評価が適切に実施され、その評価結果が学校運営の改善に適切に結びつけられているかどうかなど、学校運営の継続的改善プロセスの評価
  - ③教育活動を実施する上での様々な基準を満たしているかどうかを確認する監査的な評価」
- 5) 文部科学省ホームページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/059/giji\\_list/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/059/giji_list/index.htm)、2013.12.4
  - 6) 文部科学省ホームページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/059/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2010/01/21/1267449\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/059/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2010/01/21/1267449_1.pdf)、2013.12.4
  - 7) 同上。
  - 8) 文部科学省ホームページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/037/shiryo/08021312/001/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/037/shiryo/08021312/001/002.htm)、2013.12.4
  - 9) トーマツ「平成21年度第三者評価の実践結果を踏まえた評価手法等の効果検証に係る調査研究最終報告書」平成22年3月、p.28
  - 10) 三菱総合研究所「学校の第三者評価の評価手法等に関する調査研究 H. 高等学校・特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の推進に係る調査研究報告書」平成22年3月、p.24
  - 11) 福祉サービス第三者評価結果報告書、[http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/servicehyouka/20sheets/20pdf/kh20\\_01.pdf](http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/servicehyouka/20sheets/20pdf/kh20_01.pdf)、2013.12.4
  - 12) 「本協力者会議の結論として今回の案のような形になるのはいいと思う。ただし、今回示している3つの方法は、第三者評価という括り方になじまないのではないかと感じている。今後の話として、学校評価は学校運営の改善が目的であるという観点から、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の組み合わせにより学校評価を行っていくという枠組みについてもう一度考え直すべきである。」(第9回会議議事要旨(平成22年3月15日))

## 【参考文献】

- 伊藤文一他(2010)、学校評価(第三者評価)への一考察－K市立N中学校での事例をもとに、『福岡女学院大学紀要・人文学部編』第20号、福岡女学院大学人文学部
- 沖清豪(2008)、学校評価を評価する：埼玉県における第三者評価を通して(7.【一般B-2】学校評価の諸問題、一般研究発表I、発表要旨)、日本教育学会第67回大会研究発表要項

- 沖清豪（2011）、学校評価を評価する—メタ評価の適用可能性、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第56巻第1号
- 窪田眞二（2013）、義務教育諸学校の評価制度設計上の課題、『現代教育制度改革への提言』、東信堂
- 高妻紳二郎（2007）、『イギリス視学制度に関する研究：第三者による学校評価の伝統と革新』、多賀出版
- 高妻紳二郎（2010）、学校評価をめぐる政策動向—『イギリス型』モデルの修正、『教育行政学研究』第30号、西日本教育行政学会
- 照屋翔大（2011）、アメリカにおける学区を単位とした認証評価（**accreditation**）の研究—**AdvancED**の「学区認証評価」を中心に、『日本教育行政学会年報』No.37、教育開発研究所
- 西川信廣（2008）、学校評価の現状と課題—第三者評価の検討を中心に、『京都産業大学教職研究紀要』第3号、京都産業大学教職課程講座センター
- 福本みちよ（2006）、ニュージーランドにおける学校教育の改革動向—学校評価システムを中心に、『オセアニア教育研究』第12号、オセアニア教育学会
- 松井秀史（2010）、学校の組織的な取り組みを促す第三者評価に関する研究—学校の教育力の向上とアカウントビリティに関わって、『教育実践総合センター研究紀要』第19号、奈良教育大学教育実践総合センター
- 吉田重和（2010）、オランダの教育監査を規定するフレームワーク—学校評価と評価者の特性に着目して、『早稲田教育評論』第24巻第1号、早稲田大学教育総合研究所